

令和7年度事業計画書

一般社団法人日本砂利協会は、その存立基盤である公益性を自覚し、砂利採取業、砂利販売業等の健全な発展を図り、社会資本の形成に不可欠な骨材の安定供給を通じて社会貢献する姿勢を堅持し、必要な事業を行う。

会員は、一致協力して、関係行政機関、地域社会、関連業界団体等との良好な関係の維持に努めるとともに、全国的視野のもと、相互に業界の利害関係を共有し、事業を通じて社会資本の形成、災害復旧、公共の福祉の増進等に積極的に貢献し、企業の社会的責任の完遂を目指す。

1. 全国大会の開催

令和7年度定時総会終了後、協会表彰式、特別講演会、懇親会等の行事を行う。

2. 資源確保・需給・流通等の調査の実施

業界の現況把握のため、各地域の砂利採取の状況等の調査を実施する。

3. 行政機関等への協力・連携

随時、行政機関等からの調査等に協力するとともに、昨年度に引き続き、国土交通省との意見交換会を開催する。

4. 委員会・部会の開催

砂利資源の確保・開発・需給・品質・流通等の課題に対して委員会・部会を開催し調査、研究、情報交換を行い、会員の事業の継続、健全な発展のために必要な事項について、国土交通省、経済産業省、農林水産省、林野庁等へ要望する。

5. 砂利採取業務主任者講習会の開催

昨年と同様な規模で、全国において、同講習会を開催する。

6. 災害・公害防止・品質管理対策

昨年に引き続き「労災防止活動実施計画」を作成し、労災保険収支改善事業を実施する。厚生労働省等の「全国安全週間」、「全国労働衛生週間」等の行事に参加・協力する。

7. 広報・普及・啓発事業

- (1) 機関誌「砂利時報」を年2回発行する。
- (2) ホームページを制作し、主要な協会情報を掲載する。
- (3) マスコミ、学会を通じて、天然砂利・砂の社会への貢献と基礎資材としての重要性への理解を社会一般に広め砂利業界の社会的地位の向上等に努める。
- (4) 様々な機会をとらえ、関係事業者に日本砂利協会への加入をはたらきかける。
- (5) 会員名簿（令和7年度版）を作成する。

8. サービス・団体活動等

- (1) 中小企業信用保険法の「特定業種」の指定に努める。
- (2) 関係業界、団体との連携・連絡を密にし、利害が一致する同種懸案事項については、共同歩調を取ることに努める。

その他